

令和4年6月

各位

一般社団法人 専門士検定協会
管理本部 事務局

(処方箋問題集 第17版 処方箋29について)

いつも弊社の教材をご利用いただきありがとうございます。

弊社監修の「処方箋問題集 第17版」の処方箋29について、解答のレセプトと解説が一致しない箇所がございますので、下記の通りお知らせ致します。

当該箇所につきましては、大型改定の影響から調剤報酬明細書の記載要領とレセコンの仕様が一致しないケースもあり、明確な判断が難しいところではございますが、ご尽力頂いております先生方からもご指導を賜り、当協会の見解は下記の通りと致します。何卒よろしくお願い申し上げます。

記

▼処方箋29 ポイント解説の差し替え

ポイント解説

4番目の★

(現行) レセプトの公費分点数欄に薬剤調製料、薬剤料、加算料を合計した点数を
↓
記載する。

(差替) レセプトの公費分点数欄に薬剤調製料、調剤管理料、薬剤料、加算料を
合計した点数を記載する。

5番目の★

(現行) レセプトの公費①の欄に薬学管理料(調剤管理料を含む)、調剤基本料、
↓
請求点を記載する。

(差替) レセプトの公費①の欄に薬学管理料、調剤基本料、請求点を記載する。

※尚、レセコンの機種によっては、公費分点数欄の合計に、調剤管理料が反映されていない場合もありますが、「手書き」レセプトの正答としては、調剤管理料の点数を含む合計点を記載する、と致します。

以上